

神川町生涯学習推進計画（案）について

1 計画策定にあたって

(1) 策定の主旨

「生涯学習推進のまち宣言」の趣旨のもと、「第2次神川町総合計画」が目指す将来像「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい神川～歴史・自然を後世に～」を踏まえ、町民一人ひとりが自由に学び、学んだことを地域に生かすことができるまちづくりを目標に、町民を主体とした生涯学習の環境づくりのために策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

「第2次神川町総合計画」を上位計画とした生涯学習の振興のための計画です。

(3) 計画の構成と期間

基本理念及び基本方針並びに主要施策を定め、それを実現するための施策の方向と事業の展開を基本計画で示します。期間は、令和2年度を初年度とし、令和11年度までの10年間とします。

2 基本理念

生涯学習を生かし 町民と行政が協働するまちづくり

3 基本方針

- ◇人づくり＝生涯学習に親しみ自己啓発の推進
- ◇家庭づくり＝生涯学習を楽しみ健やかで幸せな家庭づくりの推進
- ◇地域づくり＝生涯学習を生かし支えあえる地域づくりの推進
- ◇まちづくり＝交流を通し希望に満ちたまちづくりの推進

4 主要施策

- ①社会教育と文化活動②スポーツ・レクリエーション③家庭・幼児学校教育、青少年健全育成
- ④人権尊重と共生⑤町民と行政の協働

5 基本計画

① 社会教育と文化活動

- 生涯を通した多様な学習活動の推進（推進体制の整備・生涯学習機会の充実・生涯学習施設の充実）
- 芸術文化の振興（芸術文化活動の充実・芸術文化活動に親しむ機会の拡充）
- 文化財の保護活用と伝統文化の継承（文化財の保護活用・歴史と文化の継承）

② スポーツ・レクリエーション

- 生涯スポーツ施設の充実
- スポーツ・レクリエーションの普及（スポーツレクリエーションの機会の提供・推進体制の整備）

③ 家庭・幼児学校教育、青少年健全育成

- 家庭幼児教育の充実（家庭教育の充実・幼児教育の充実）
- 学校教育の充実（教育内容の充実・豊かな心を育む教育の推進・教育環境の整備）
- 地域との連携による学校づくり（体験学習機会の充実・地域とともにある学校づくり）
- 青少年の健全育成（青少年の活動推進・青少年の健全育成）

④ 人権尊重と共生

- 人権の尊重（人権意識の啓発・人権が尊重された社会の構築）
- 男女共同参画の推進（男女平等意識の啓発・男女共同参画の促進）

⑤ 町民と行政の協働

- 交流の推進
- 高齢者の社会参加
- 協働社会の実現に向けて町民参画の仕組み作り